

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

矢掛町は、高梁川の支流である小田川の流域に位置し、江戸時代には参勤交代の宿場として栄えていた町であり、現在人口約 14,000 人の町である。近年、人口は減少傾向であり高齢化が進展しており、今後も減少傾向のまま推移すると見込んでいる。

旧山陽道の宿場町として栄えた商店街や商業集積があり、矢掛町だけでなく美星町も商圈としていたが、倉敷市内の商業施設との競争により、入込客数が減少している。町内事業者の多くが小規模企業または零細企業であり、人手不足や事業主の高齢化、後継者不足等、事業承継に関する課題にも直面している。

このような中、矢掛町では平成 27 年度「矢掛町しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定し、重点施策として「観光力の強化」をあげ、宿場町に残る貴重な歴史資源を活用した古民家再生事業に取り組んだ。商店街がある中心市街地に、土産物販売や軽食喫茶、観光案内を行う観光拠点施設「やかげ町家交流館」、宿泊飲食施設「矢掛屋・矢掛屋温浴別館」を整備し、観光客、宿泊客の誘客による経済効果を狙うとともに、仕事や雇用の創出につなげ、移住者を増加させている。

中小企業に対しても、矢掛町小口資金保証融資の利率を大きく引き下げる等の金融支援事業を講じてきたが、引き続き町内企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みをしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中、年間 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

矢掛町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が矢掛町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

矢掛町の産業は、矢掛商店街等市街地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、矢掛町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

矢掛町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が矢掛町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。